

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲也  
 委員 石川 敏行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年5月7日（土） 23時00分ごろ
発生場所	静岡県浜名湖 湖西市浜名湖競艇場東方100m付近 （概位 北緯34°41.9′ 東経137°34.6′）
事故調査の経過	平成23年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート おしごと丸、5トン未満 242-07444 静岡、個人所有 7.33m (Lr) × 2.11m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、58.84kW、昭和55年6月 B モーターボート メンパ、5トン未満 242-12342 静岡、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関、44.13kW、昭和62年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月9日 免許証交付日 平成21年9月28日 （平成27年3月18日まで有効） B 船長B 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成3年4月10日 免許証交付日 平成22年6月22日 （平成28年4月9日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部擦過傷 B 左舷外板中央上縁部に亀裂、船橋左舷窓ガラス破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、灯火設備が故障して無灯火で、浜松市弁天島に向けて約2～3ノット（kn）で浜名湖の中央水路を南進した。 船長Aは、目視で中央水路の標識を確認しながら航行し、中央水路が途中で南東に曲がっていたが、変針点に気付かず、中央水路から外れて南進を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、中央水路から外れた南方において、船首を東に向け、船首と船尾の両方から錨を入れ、錨泊して釣りをしていた。

	<p>船長Bは、釣りのために無灯火にしており、他船が接近してくる場合は、相手船に対して灯りを照射して注意喚起を行っていたが、至近に迫るまでA船に気付かず、近づくA船に対して急いで大声を上げて注意喚起を行った。</p> <p>両船は、平成23年5月7日23時00分ごろ、浜名湖競艇場東方沖においてA船船首とB船左舷中央が衝突した。</p>								
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好								
その他の事項	<p>A船は、通常、速力約10knで航行していた。</p> <p>船長Aは、本事故前、修理で預かることになった他船を浜名湖南西部のマリーナまでえい航した後、15時30分～20時30分の間、A船内で休憩した。</p> <p>A船は、GPSプロッター及びレーダーを搭載していたが、本事故当時、使用していなかった。</p> <p>船長Aは、居眠りをしていなかったが、B船に全く気付かなかった。</p> <p>船長Bは、本事故後、A船に移乗した際、船長Aが酒に酔っていることに気付いた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">船体・機関等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、浜名湖の中央水路を南進中、船長Aが、中央水路内の変針点に気付かずに同水路を外れ、B船に気付かずに航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、灯火設備が故障して無灯火であったことから、B船がA船に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッター及びレーダーを使用していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、飲酒をした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、浜名湖競艇場東方沖において錨泊中、釣りのために無灯火にしていたことから、A船がB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A あり、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、浜名湖の中央水路を南進中、船長Aが、中央水路内の変針点に気付かずに同水路を外れ、B船に気付かずに航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、灯火設備が故障して無灯火であったことから、B船がA船に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッター及びレーダーを使用していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、飲酒をした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、浜名湖競艇場東方沖において錨泊中、釣りのために無灯火にしていたことから、A船がB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A あり、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、浜名湖の中央水路を南進中、船長Aが、中央水路内の変針点に気付かずに同水路を外れ、B船に気付かずに航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、灯火設備が故障して無灯火であったことから、B船がA船に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッター及びレーダーを使用していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、飲酒をした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、浜名湖競艇場東方沖において錨泊中、釣りのために無灯火にしていたことから、A船がB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、浜名湖競艇場東方沖において、A船が南進中、B船が中央水路外側で錨泊中、船長Aが、中央水路内の変針点に気付かずに同水路を外れ、B船に気付かずに航行したため、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無灯火運航禁止</li> <li>・灯火設備の整備</li> </ul>								